

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年 3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第165号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外部分中「の各号」を削り、「南岩本市営住宅」の右に「又は高瀬川南市営住宅」を加える。

第6条第4項中「南岩本市営住宅」の右に「、高瀬川南市営住宅」を加える。

別表第2 1 唐橋第二市営住宅の項の次に次の1項を加える。

東 松 ノ 木 市 営 住 宅	5,300
-----------------	-------

別表第2 2 平成12年度の項を次のように改める。

平成12年度	53.96 平方メートル	22,000
	56.05 平方メートル	22,800
	56.83 平方メートル	23,100
	70.31 平方メートル	28,700
	71.08 平方メートル	28,900
	72.54 平方メートル	29,600
平成14年度	49.19 平方メートル	19,000
	49.45 平方メートル	19,100
	70.03 平方メートル	27,100
	70.45 平方メートル	27,200

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)